

平成30年度農地中間管理事業を軸とした農地集積・集約化の推進に関する実施方針

「茨城県農地中間管理事業の推進に関する基本方針」及び「茨城農業改革大綱（2016-2020）」に基づき、認定農業者をはじめとした意欲ある中核的な経営体が農地の集積・集約化による経営の効率化を一層推進する。

そのため、平成29年度の成果と課題を踏まえ、県と農地中間管理機構（以下「機構」という）、農業会議が一体となって、市町村、農業委員会、JA、土地改良区等関係機関と協力しながら、役割分担を明確にし、担い手への集積が円滑かつ着実に進展するよう以下のとおり実施することとする。

担い手への農地集積率の目標

茨城県農地中間管理事業の推進に関する基本方針：平成35年度 66%

茨城農業改革大綱（2016-2020）：平成32年度 50%

1 基本的な考え

県・機構・農業会議は、市町村の人・農地プランを踏まえ、市町村が進める集積・集約化について、関係機関・団体との連携強化を図り、受け手や出し手の掘り起こしを進めるとともに、モデル地区の取組を県内全市町村に拡大し、地域の話合いを促進して、農地中間管理事業等を活用した担い手への農地の集積・集約化を一層推進する。

また、機構の業務執行部門のトップに民間出身者を登用するなど体制の強化を図り、強力で事業を推進する。

2 担い手への農地集積目標面積 7,500ha

農林事務所	県北	県央	鹿行	県南	県西	計
面積 (ha)	733	1,513	944	2,413	1,897	7,500

3 重点取組事項

(1) ターゲットを明確にした農地の集積・集約化の推進

ア 「茨城モデル水稲メガファーム育成事業」を創設し、政策提言モデルとして、短期間で100haを超える大規模水稲経営体を育成していく。

イ 借受希望申込者のニーズを的確に把握し、出し手の掘り起こしを進め、効率的な農地利用に向けたマッチングに取り組む。

ウ モデル地区において、効率的な農地利用の調整に向けた話合いを進め、担い手への農地の集約化を図っていく。

(2) 借受時に受け手に繋がっていない農地の借受け及びマッチングの促進

ア 機構は、借受基準に適合している貸付希望農地については、積極的に借受けを行う。

イ 借受けた農地については、市町村及び農業委員会、JA、土地改良区等関係機関と連携し、受け手を探し、マッチングを進めていく。

- ウ 畑地についても、市町村・近隣地権者立会のもと関係権利者による貸借範囲の確認等を行い、貸借を進めていく。
- エ 借受けた農地については、機構ホームページで公表し、借受者を募集するとともに、借受希望申込者に対し情報提供を行う。

(3) 農地利用の実態調査の実施

- ア 農地利用の最適化を図るため、関係機関が連携し、全市町村で農地利用の実態調査を行い、全ての農地について利用実態を把握する。
- イ 実態調査の結果を基に、地域の合意形成に向けた話し合いを促進し、担い手への農地の集積・集約化を図る。

(4) 地域の話し合いを主体とした農地の集積・集約化の推進

- ア モデル地区（農地の受け手となる担い手が確保されている地区）を県内全市町村に拡大する。
- イ 既に設置したモデル地区においては、引き続き地域の話し合いを進め、更なる農地の集積・集約化を促進する。
- ウ 人・農地プランに基づいた地域の話し合いによる農地の集積・集約化の推進を図る。

(5) 基盤整備事業との連携強化

- ア 新規採択予定地区の計画策定の段階から農地中間管理事業の活用に向けた連携を図る。
- イ 基盤整備実施中地区に対し、関係機関と連携して農地中間管理事業の活用推進を図る。特に、一時利用指定の段階に至った地区については、積極的な事業活用を推進する。

(6) 関係事業との連携

- ア 農地の大区画・汎用化等の基盤整備が実施できる農地耕作条件改善事業や機構が借受けた農地について、農家の同意や負担なしで基盤整備が実施できる農地中間管理機構関連農地整備事業の活用促進を図る。
- イ 経営体育成支援事業を活用し、認定農業者等による農地中間管理事業の活用促進を図る。
- ウ 果樹経営支援対策事業等を活用し、樹園地での農地中間管理事業を推進する。
- エ 多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の活用拡大を推進するとともに、活動組織等による農地の集積に向けた話し合いを進め、農地中間管理事業の活用促進を図る。
- オ 荒廃農地等利活用促進交付金による耕作放棄地解消の取組に際し、農地中間管理事業の活用を促進する。

(7) その他

- ア 各農林事務所において、地域の特徴を踏まえた地域別実施方針を策定し、地域の実情に合った事業推進を図る。
- イ 普及事業及び基盤整備事業との情報共有及び一体となった農地中間管理事業の活用推進を図る。
- ウ リタイアや規模縮小を考えている出し手農家に、必要な時に必要な情報がタイミングよく提供できるように継続的に幅広い広報を実施する。
- エ 事業のしくみや生産コスト低減のメリット等の丁寧な説明と合同書類作成会等のきめ細かなサポートを行う。
- オ 市町村及び農業委員会は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の更新者に対し、農地中間管理事業への移行を誘導する。

4 関係機関・団体が一丸となった事業推進

(1) 市町村

- ア 人・農地プランに沿って、地域の話合いによる合意のもとに機構を通じた農地の貸借及び農地の集積・集約化を進める。
- イ 人・農地プランの見直しを進めるにあたり、機構及び農業委員会と連携を図りながら、農地の受け手・出し手のさらなる掘り起こしを行うとともに、確実なマッチングを進めていく。

(2) 農業委員会等

農業委員及び農地利用最適化推進委員は、農地利用の実態調査を行うことにより、農地利用の意向確認、農地利用の実態を把握し、受け手・出し手の掘り起こしを進める。

- ア 調査により貸付け意向があった農地については、積極的な農地中間管理事業の活用を促すとともに、担い手農家へのマッチングを進めることにより、農地の集積・集約化を推進する。
- イ 実態調査等で得られた農地情報については、地図情報システム等により図面化して共有を図り、地域における農地集積・集約化に向けた話し合い等に活用する。
- ウ 農業会議に農地集積推進員を配置し、農業委員会が行う農地利用の最適化の取り組みが、機構と連携した農地の集積・集約化になるよう推進する。

(3) J A

- ア 組合員の相談窓口として、出し手農家に受け手農家の情報を提供するとともに、これまで取り組んできた農地利用集積円滑化事業や集落営農組織育成のノウハウを最大限に活かし、市町村及び機構と連携して農地中間管理事業の活用を誘導する等、担い手への農地の集積・集約化を進める。
- イ J A出資型法人等と連携し、効率的な農地利用が図れるよう取り組む。

(4) 土地改良区

組合員から農地貸借に係る相談があった場合、必要に応じて機構や市町村を紹介するとともに、機構等関係機関に情報提供を行う。

- ア 基盤整備事業実施済地区などにおいて、機構等関係機関と連携して、モデル地区の掘り起こしに係る出し手と受け手の情報共有を図る。
- イ 基盤整備事業実施中又は事業が予定されている地区においては、事業の進捗状況等を考慮しつつ、機構等関係機関と連携して農地中間管理事業の活用を促す。

(5) 農業者団体（農業経営士協会、女性農業士会、青年農業士連絡協議会、農業法人協会、認定農業者協議会、稲作経営者会議）

農地中間管理事業による農用地の集積及び集約化の促進に関する協定に基づき、農地中間管理事業を通じた農用地利用の効率化及び高度化の促進を図る。

- ア 農地中間管理事業に関する情報を会員へ周知するとともに、必要に応じて機構が事業説明を行う機会を設定する等、会員の理解促進を図る。
- イ 農地集積・集約化に向けた地域の話合いの場等への参加を会員に働きかけるなど、農地中間管理事業の活用促進を図る。

5 その他

(1) 担い手への集積率を上げる取組

- ア 担い手への農地利用集積状況調査を適切に進め、地域の実情の把握に努める。
- イ 担い手になっていない機構の借受応募者については、認定農業者になるよう推進する。

(2) 新たな担い手を確保する取組

- ア 新規就農相談センター等と連携し、新規就農者の確保を図る。
- イ 農業参入等支援センター等と連携し、農業経営の法人化や企業の新規参入の促進を図る。

(参考) 担い手への農地集積状況

(単位：ha)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
耕地面積 ①	173,000	172,300	170,900	169,200
担い手への農地集積面積 ②	40,803	42,271	45,542	49,596
うち機構転貸面積 ※1	—	348	3,904	5,502
担い手への集積率 (②/①)	23.6%	24.5%	26.6%	29.3%

※1：各年度末時点の累計実面積

※ 耕地面積は、農林水産統計から引用

※ 担い手への農地集積面積は、担い手への農地利用集積面積状況調査（農林水産省）から引用

※ H29年度実績については、H30年5月に確定する予定